教育職員免許状失効公告

教育職員免許法第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。

平成 22 年３月１日　神奈川県教育委員会

１　失効した免許状

(1)　免許状の種類・授与番号

ア　中学校教諭一種免許状　社会

平16中１第550号

イ　高等学校教諭一種免許状　公民

平16高１第943号

ウ　高等学校教諭一種免許状　地理歴史

平17高１第607号

エ　小学校教諭二種免許状

平18小２第416号

(2)　ア、イの授与年月日及び授与権者

平成16年11月１日　東京都教育委員会

ウの授与年月日及び授与権者

平成17年６月１日　東京都教育委員会

エの授与年月日及び授与権者

平成19年１月１日　東京都教育委員会

２　失効年月日　平成21年12月22日

３　失効の事由　教育職員免許法第10条第１項第２号該当

４　失効の対象となった者の氏名及び本籍地

氏名　属　洋介　本籍地　山口県

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。

平成 22 年３月１日　神奈川県教育委員会

１　失効した免許状

(1)　免許状の種類・授与番号

ア　高等学校教諭一種免許状　地理歴史

平15高一種第0442号

イ　中学校教諭一種免許状　社会

平15中一種第0267号

ウ　小学校教諭二種免許状

平18小二種第0078号

(2)　ア、イの授与年月日及び授与権者

平成16年１月30日　神奈川県教育委員会

ウの授与年月日及び授与権者

平成18年９月20日　神奈川県教育委員会

２　失効年月日　平成21年12月22日

３　失効の事由　教育職員免許法第10条第１項第２号該当

４　失効の対象となった者の氏名及び本籍地

氏名　川島　哲也　本籍地　三重県

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。

平成 22 年３月１日　神奈川県教育委員会

１　失効した免許状

(1)　免許状の種類・授与番号

小学校教諭二種免許状

平18小二種第0138号

(2)　授与年月日及び授与権者

平成19年１月10日　神奈川県教育委員会

２　失効年月日　平成21年11月26日

３　失効の事由　教育職員免許法第10条第１項第２号該当

４　失効の対象となった者の氏名及び本籍地

氏名　大越　聡明　本籍地　神奈川県

教育職員免許状取上げ処分公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第11条第３項の規定により次の教育職員免許状の取上げ処分を行った。

平成 22 年３月１日　新潟県教育委員会

１　取上げた免許状

免許状の種類　小学校教諭１級普通免許状

免許状の番号　昭51小１普第502号

授与年月日　昭和51年３月31日

授与権者　新潟県教育委員会

氏名　佐藤　修司

生年月日　昭和29年１月６日

本籍地　新潟県

取上げ年月日　平成22年２月17日

２　取上げの事由

教育職員免許法第11条第３項該当

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して、甲は乙の権利義務の全部を承継して存続し、乙は解散するものとしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)　確定した最終事業年度はありません。

(乙)　掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十一年十一月十九日

掲載頁　一一一頁（号外第二四五号）

平成二十二年三月１日

東京都千代田区神田須田町二丁目九番地

(甲)　株式会社ケフィアカルチャー

代表取締役　鏑木　秀彌

東京都千代田区神田須田町１丁目二１番五号

(乙)　株式会社ケフィア事業振興公

代表取締役　鏑木　秀彌

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散するものとしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)　確定した最終事業年度はありません。

(乙)　確定した最終事業年度はありません。

平成二十二年三月１日

東京都北区赤羽台三丁目１番１九号

(甲)　株式会社彩北不動産

代表取締役　三口　泉

東京都港区海岸１丁目六番１号

(乙)　株式会社スポーツフレンズ21

代表取締役　馬場　伸夫

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して、甲は乙のオピュラン事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにしましたので公告します。

効力発生日は平成二十二年四月二日であり、甲は会社法第七九六条第１項及び第三項、乙は同第七八四条第三項に基づき、株主総会の承認決議を経ずに決定しております。

この分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から平成二十二年四月１日までにお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)　金融商品取引法による有価証券報告書提出済

(乙)　金融商品取引法による有価証券報告書提出済

平成二十二年三月１日

東京都中央区京橋１丁目三番三号

(甲)　東ヤロ株式会社

代表取締役社長　富永　紘一

東京都港区東新橋１丁目五番１号

(乙)　三井化学株式会社

代表取締役社長　田中　稔一

朝鮮半島出身旧軍人・軍属の遺骨名簿に関する公告

厚生労働省は、朝鮮半島出身の旧軍人・軍属に係る遺骨を祐天寺に預託していますが、そのうち、戦没者の本籍が大韓民国の区域にある方々の氏名等を厚生労働省内において閲覧に供するほか、厚生労働省ホームページ（http://www. mhlw.go.jp/）に掲載します。お心当たりの方は厚生労働省まで届け出てください。

なお、公告期間内に届出がなかった方々の遺骨については、公告期間経過後、両国合意事項に基づき、日本政府から大韓民国政府に一括送還します。

平成 22 年３月１日

厚生労働省社会・援護局長

清水　美智夫

公告期間　平成22年３月１日～平成22年４月30日

届出先等　厚生労働省社会・援護局

援護企画課外事室

〒100―8916

東京都千代田区霞が関1-2-2

電話　03―5253―1111

内線　3475、4520

直通　03―3595―2469